(6)　本年10月に取得し，同月からその貸付けを行っているアパート（貸与室数：12）に係る収入
（項目6.(4)及び項目7.(1)参照）

①　権利金収入　840,000円

②　敷金収入　1,680,000円

敷金については，貸付期間に関係なくその３分の１相当額は返還しない契約になっている。

③　賃貸料収入　1,876,000円

賃貸料収入は本年対応分である。

(7)　営業保証金　734,600円

これは，本年から新たに取引を開始したＤ商店から預かったものである。

(8)　生命保険契約に基づく満期保険金収入　4,066,000円

この生命保険契約の保険期間は25年，満期保険金収入のうち66,000円は生命保険契約に係る剰余金の分配で，保険金額と同時に受け取ったものである。

なお，支払った保険料の総額は4,173,750円で，丙が全額負担している。

項目5.　年末商品棚卸高は，年末における実地棚卸しに基づき総平均法による取得価額により評価したものであるが，先入先出法による取得価額は6,532,000円，最終仕入原価法による取得価額は6,480,000円である。

なお，項目3.(1)の委託販売に係る商品の取得価額は次のとおりであり，上記実地棚卸しに基づく評価額にはいずれも含まれていない。

総平均法	先入先出法	最終仕入原価法
2,100,000円	2,032,000円	2,022,000円

項目6.　営業費には，次のものが含まれている。

(1)　項目4.(1)のＢ株式会社の株式取得のための借入金の利子　78,000円

(2)　項目4.(2)の商品倉庫Ａ及び商品の後かたづけ費用　561,000円

(3)　項目4.(3)の商品陳列棚Ａの年初未償却残額相当額　356,250円（項目7.(4)参照）

(4)　項目4.(6)のアパートに係る減価償却費以外の経費　1,227,500円

なお，減価償却費については，項目7.(1)を参照すること。

(5)　店舗を保険目的とする本年対応分の損害保険料　250,000円

この損害保険契約は保険期間10年で，満期返戻金が支払われる旨の定めあるものである。

なお，上記金額のうち83,000円は積立保険料である。

(6)　貸倒損失　800,000円

これは，本年10月15日に手形交換所において取引停止処分を受けた得意先Ｅ社に対する売掛金の全額を計上したものである。

(7)　丙が所属する商店街の共同アーケード（法定耐用年数15年）を建設するため本年４月20日に支出した負担金　320,000円

第４問（60点）

□ 内には数字又は算式を，（　　）には文字を記入しなさい。

●印@２点×30＝60点

１．各種所得の金額

区　　分	金　　額	計　　算　　過　　程
（**配　当**）所得	197,000 円	１．収入金額　218,845円＋56,155円 ＝ 275,000 円 ２．負債の利子　78,000 円 ３．所得の金額　1. － 2. ＝ 197,000 円
不動産所得	858,000 円	１．総収入金額 840,000円＋1,680,000円×$\frac{1}{3}$＋1,876,000円 ＝ 3,276,000 円 ２．必要経費 1,227,500円＋47,000,000円×0.046×$\frac{3}{12}$ ＝ 1,768,000 円 ３．所得の金額　1. － 2. － 650,000 円 ＝ 858,000 円
事業所得	15,473,050 円	１．総収入金額 (1) 一般売上高 111,842,000円－3,000,000円－450,000円 ＝ 108,392,000 円 (2) 委託販売高　2,500,000 円 (3) 低額譲渡修正額 450,000 円 ≧ ＜ 680,000 円 × 0.7 ＝ 476,000 円 （該当するものを○で囲むこと） ∴ 476,000 円 (4) 家事消費高 410,000 円 ＞ ＜ 550,000 円 × 0.7 ＝ 385,000 円 （該当するものを○で囲むこと） ∴ 410,000 円 (5) 雑収入 18,168,645円－218,845円－4,396,200円－50,000円 －210,000円－840,000円－1,680,000円 －1,876,000円－734,600円－4,066,000円 ＝ 4,097,000 円 (6) （**貸倒引当金戻入**）　476,000 円 (7) 合　計　(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)＋(6)＝ 116,351,000 円

③へつづく

(7)　仕入割戻し　50,000円

これは，仕入先Ｄより本年12月25日に支払う旨の通知を受けたものについて計上したものであるが，実際に支払いを受けたのは，平成28年１月10日である。

なお，この仕入割戻しに関する算定基準は仕入先Ｄとの契約により明示されているものではない。

(8)　営業保証金　1,094,000円

これは，本年から新たに取引を開始したＥ商店から預かったものである。

項目５．年末商品棚卸高は，年末における実地棚卸しに基づき総平均法による取得価額により評価したものであるが，最終仕入原価法による取得価額は5,788,000円，年末における再取得価額は5,827,000円である。

なお，項目３.(1)の委託販売に係る商品の取得価額は次のとおりであり，上記実地棚卸しに基づく評価額にはいずれも含まれていない。

総 平 均 法	最終仕入原価法	年末再取得価額
1,198,000円	1,211,000円	1,261,000円

項目６．営業費には，次のものが含まれている。

(1)　本年分所得税の予定納税額の第１期分及び第２期分の合計額　1,800,000円

(2)　項目４.(3)のアパートに係る減価償却費以外の経費　660,650円

なお，減価償却費については，項目７．(1)を参照すること。

(3)　項目４.(4)の商品倉庫Ａ及び商品の後かたづけ費用　684,000円

(4)　項目４.(5)の営業用車両の年初未償却残額相当額　560,625円（項目７.(4)参照）

(5)　貸倒損失　800,000円

これは，本年10月10日に手形交換所において取引停止処分を受けた得意先Ｆ社に対する売掛金の全額を計上したものである。

(6)　丙が所属する商店街の共同アーケード（法定耐用年数15年）を建設するため本年11月21日に支出した負担金　480,000円

(7)　店舗を保険目的とする本年対応分の損害保険料　350,000円

この損害保険契約は保険期間15年で，満期返戻金が支払われる旨の定めがあるものである。

なお，上記金額のうち90,000円は積立保険料である。

(8)　項目４．(1)のＢ株式会社の株式取得のための借入金の利子　77,600円

(9)　家事関連費用　928,000円

このうち60％は家事費と認められる。

第４問（60点）

□ 内には数字又は算式を，（　　）には文字を記入しなさい。

１．各種所得の金額

●印@２点×30＝60点

区　分	金　額	計　算　過　程
（配　当）所得	332,400 円	１．収入金額　326,278円＋83,722円 ＝ 410,000 円 ２．負債の利子　77,600 円 ３．所得の金額　１．－２．＝ 332,400 円
不動産所得	1,376,750 円	１．総収入金額 400,000円＋600,000円×$\frac{1}{3}$＋3,150,000円 ＝ 3,750,000 円 ２．必要経費 660,650円＋39,600,000円×0.046×$\frac{7}{12}$ ＝ 1,723,250 円 ３．所得の金額　１．－２．－ 650,000 円 ＝ 1,376,750 円
事業所得	16,106,250 円	１．総収入金額 (1) 一般売上高 98,756,000円－2,000,000円－300,000円 ＝ 96,456,000 円 (2) 委託販売高　1,600,000 円 (3) 低額譲渡修正額 300,000 円 ≧ ＜ 460,000 円 × 0.7 ＝ 322,000 円 （該当するものを○で囲むこと） ∴ 322,000 円 (4) 家事消費高 444,000 円 ＞ ＜ 550,000 円 × 0.7 ＝ 385,000 円 （該当するものを○で囲むこと） ∴ 444,000 円 (5) 雑収入 13,451,278円－326,278円－300,000円－400,000円 －600,000円－3,150,000円－3,812,000円 －50,000円－40,000円－1,094,000円 ＝ 3,679,000 円 (6)（貸倒引当金戻入）467,000 円 (7) 合　計　(1)＋(2)＋(3)＋(4)＋(5)＋(6)＝ 102,968,000 円

③へつづく

① 権利金収入　300,000円

② 敷 金 収 入　750,000円

敷金については，原則として契約終了時に返還するもの である。

③ 礼 金 収 入　150,000円

④ 賃貸料収入　1,200,000円

上記金額は，本年11月支払いを受けた12月分までを計上したもので，翌年１月分150,000円は12月末日現在支払いを受けていないため未計上である。

なお，賃貸料については，契約において賃借人が各月の賃料を前月末日までに支払うこととされている。

(3) 本年９月26日に譲渡した備品Ａの譲渡代金　562,500円

(4) 本年８月20日に譲渡した営業用オートバイの譲渡代金　9,700円

このオートバイは，３年前に90,000円で取得し，直ちに事業の用に供したものであり，丙の営む事業の性質上基本的に重要な資産ではない。

(5) 取引先Ｂ社の株式（上場株式等でない）に係る利益剰余金の配当　175,076円

この金額は，源泉徴収税額44,924円（復興特別所得税を含む）控除後の手取額である。

(6) 生命保険契約に基づく満期保険金収入　5,900,000円

この生命保険契約の保険期間は30年，満期保険金収入のうち120,000円は生命保険契約に係る剰余金の分配で，保険金額と同時に受け取ったものである。

なお，支払った保険料の総額は4,589,000円で，丙が全額負担している。

(7) 仕入割戻し　35,000円

これは，仕入先Ｃ社から本年12月27日に支払う旨の通知を受けたものについて計上したものであるが，実際に支払いを受けたのは，平成28年１月10日である。

なお，この仕入割戻しに関する算定基準はＣ社との契約により明示されているものでない。

(8) 丙所有の特許権を本年８月からＤ社に使用させていることによる本年対応分の使用料収入　457,929円

この特許権は，丙の営む雑貨品販売業と関係なく，また，使用させる行為は事業と認められない。

なお，上記金額は，源泉徴収税額52,071円（復興特別所得税を含む）控除後の手取額である。

(9) 平成25年分の所得税の還付額　159,000円

このうち1,500円は還付加算金である。

項目５．年末商品棚卸高は，年末における実地棚卸しに基づき先入先出法による取得価額により評価したものであるが，最終仕入原価法による取得価額は3,893,000円である。

なお，年末商品のなかには，陳腐化のため，今後通常の価額で販売できないことが明らかな商品（先入先出法による取得価額330,000円，最終仕入原価法による取得価額348,000円）が含まれており，この商品の処分可能価額は55,000円である。

第4問（60点）

□ 内に数字又は算式，（　　）内には文字を記入しなさい。

1．各種所得の金額

●印@2点×30＝60点

区　分	金　額	計　算　過　程
（配　当）所得	174,000 円	1．収入金額 175,076円＋44,924円 ＝ 220,000 円 2．負債の利子 46,000 円 3．所得の金額　1．－2．＝ 174,000 円
不動産所得	109,950 円	1．総収入金額 300,000円＋150,000円＋1,200,000円＋150,000円 ＝ 1,800,000 円 2．必要経費 (1) 減価償却費 19,800,000 円 × 0.053 × 8/12 ＝ 699,600 円 (2) その他 340,450 円 (3) 合計　(1)＋(2)＝ 1,040,050 円 3．所得の金額　1．－2．－ 650,000 円 ＝ 109,950 円
事業所得	9,047,487 円	1．総収入金額 (1) 一般売上高 68,793,000円－145,000円－300,000円 ＝ 68,348,000 円 (2) 低額譲渡修正高 145,000 円 ≧ ＜ 215,000 円 × 0.7 ＝ 150,500 円 （該当するものを○で囲むこと） ∴ 150,500 円 (3) 家事消費高 415,000 円 ＞ ＜ 638,000 円 × 0.7 ＝ 446,600 円 （該当するものを○で囲むこと） ∴ 446,600 円 (4) 雑収入 20,386,505円－5,650,000円－300,000円－750,000円－150,000円－1,200,000円－562,500円－175,076円－5,900,000円－457,929円－159,000円 ＝ 5,082,000 円

③へつづく